

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 指定医師の取消
牛の結核、ブルセラ病、肝てつ検査並びに
駆除の実施
- 指定医療機関の指定解除
- 指定医療機関の指定解除
- 土地の立ち入り測量及び物件調査
- 性病予防週間中における梅毒血清反応検査
料の減額

告示

鳥取県告示第四百六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
第十五条第一項の規定による医師の指定を昭和三十三年
八月十八日次のとおり取り消した。

昭和三十三年九月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂
診療科名 住 所 氏 名 取消理由
外科 西伯郡西伯町 伊崎 周介 辞退届出
町立西伯病院内 による

鳥取県告示第四百七号

次のように牛の結核、ブルセラ病、肝てつ検査並びに駆
除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法
律第六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対
して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十三年九月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 結核、ブルセラ病、肝てつ予防並
びに駆除のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核、ブルセラ病検査……搾乳の用に供し、又は
供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同

一 施設内で飼育している牛。ただし、生後六箇月、分娩後十日以内のものを除く。

肝てつ検査……牛。ただし、生後六箇月、分娩後十日以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内注射反応

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応試験管凝集反応

肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法

肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

実施月日	実施区域	実施場所
第一次	第二次	
九月十五日	九月十八日	東伯郡関金町 山守家畜検査場
〃 十六日	〃 十九日	〃 南谷
〃 〃	〃 〃	〃 矢送

〃 十七日	〃 二十日	倉吉市	上小鴨
〃 〃	〃 〃	〃 〃	小鴨
〃 十九日	〃 二十二日	〃 〃	社
〃 二十二日	〃 二十五日	東伯郡三朝町	三徳
〃 二十四日	〃 二十七日	〃 〃	三朝
〃 二十七日	〃 三十日	倉吉市	旭
〃 二十九日	十月二日	東伯郡中山町	灘手
〃 〃	〃 二日	〃 〃	上中山
〃 〃	〃 〃	〃 〃	下中山
〃 〃	〃 〃	〃 〃	以西
〃 三十日	〃 三日	中山町	上中山
十月一日	〃 四日	赤碕町	成美
〃 〃	〃 〃	倉吉市	西郷
〃 〃	〃 〃	〃 〃	上井
〃 〃	〃 〃	〃 〃	上北条

〃 三日	〃 六日	東伯郡赤碕町	赤碕
〃 〃	〃 〃	〃 〃	安田
〃 四日	〃 七日	〃 〃	大栄
〃 六日	〃 九日	〃 〃	栄
〃 七日	〃 十日	倉吉市	北谷
〃 八日	〃 十一日	〃 〃	高城

鳥取県告示第四百八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関の指定を解除した。

昭和三十三年九月五日

解除年月日	名 称	所在地
昭和三十三年八月十六日	鳥取県知事 遠 藤 茂	米子市蚊屋二九七ノ二
	合 箕蚊屋診療所	米子市蚊屋二九七ノ二

鳥取県告示第四百九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関の指定を解除した。

昭和三十三年九月五日

解除年月日	名 称	所在地
昭和三十三年八月十五日	鳥取県知事 遠 藤 茂	倉吉市瀬崎町
〃 四月一日	天野医院	東伯郡泊村大字 園六七三

鳥取県告示第四百十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定により次の区域の土地に立ち入り、測量及び物件調査をする旨、中国地方建設局長から通知を受けた。

昭和三十三年九月五日

一起業者	鳥取県知事	遠 藤 茂
建設大臣	遠 藤 茂	建設大臣

